

汚染土壌処理施設の変更許可に関する要件の緩和について

2021.8.27 内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

1. 要望

汚染土壌処理施設の変更のうち軽微な構造の変更については、対象を明示するとともに、許可制ではなく届出制にしてほしい。

ガイドライン上では、汚染土壌の受入設備に新たに屋根を設けるだけの場合もわざわざ都道府県知事に許可申請するよう定められているが、届出ではいけないのか？許可申請の範囲が広すぎるのではないだろうか。



2. 現状

【土壌汚染対策法】

原則：汚染土壌処理業者が当該許可に係る事項を変更するときは、都道府県知事の許可が必要。

例外：変更が、環境省令で定める軽微な変更のときは、届出でよい。

【汚染土壌処理業に関する省令】

環境省令で定める軽微な変更とは、10%未満の処理能力の減少を指す。

【汚染土壌の処理業に関するガイドライン】

許可が必要な構造の変更の具体例

- ：処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更すること
- 受入設備に新たに屋根を設けること

3. 対応

軽微な構造の変更について届出で対応できるようにするため、環境省において、省令・ガイドラインを本年度（令和3年度）中に改正する。